

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

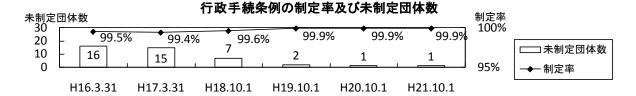
平成22年3月16日

地方公共団体における行政手続条例(規則等)及び意見公募手続制度の制定状況 (平成21年10月1日現在)

平成21年10月1日現在、都道府県及び市区町村において、行政手続条例(規則等)は99.9%の団体が制定、意見公募手続制度は43.9%の団体が制定しており、意見公募手続制度においては、全団体に占める制定団体の割合は昨年度に比べ増加しています。

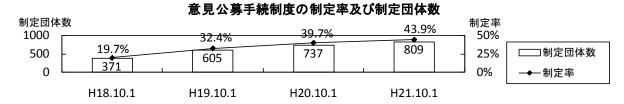
I 行政手続条例(規則等)の制定状況

平成21年10月1日現在、都道府県及び市区町村1,843団体中、1,842団体が制定しており、制定率は都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市が100%、その他の市区町村が99.9%となっています。※未制定団体は1団体(新潟県加茂市(検討中))



|Ⅱ 意見公募手続制度の制定状況|

平成 21 年 10 月 1 日現在、都道府県及び市区町村 1,843 団体中、809 団体が制定しており、制定率は都道府県 97.9% (95.7%)、政令指定都市 83.3% (88.2%)、中核市 97.6% (94.9%)、特例市 90.2% (83.7%)、その他の市区町村 39.6% (35.3%) となっています(括弧内は前年度調査(平成 20 年 10 月 1 日現在))。全体での制定率は、昨年度に比べ 4.2 ポイントの増となっています。



※参考

調査日から H22.4.1 までの間に制定(施行)予定の主な団体 広島市 (H22.1.1 施行)、岡山市 (H22.4.1 施行予定) 倉敷市 (H22.4.1 施行予定)、沼津市 (H21 年度中施行予定)

(連絡先)

自治行政局 行政体制整備室

担 当:渡邉課長補佐、冨永係長、佐川 電 話:03-5253-5519(直通)

FAX:03-5253-5592

(別紙) 意見公募手続制度の制定状況の概要

(1) 制定状況

		都道	府県	政令指	訂定都市	中	核市	特值	列市)他の [町村	Ī	†
	団	体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
全団体数		47	100.0%	18	100.0%	41	100.0%	41	100.0%	1,696	100.0%	1,843	100.0%
王凹体数	(47)	(100.0%)	(17)	(100.0%)	(39)	(100.0%)	(43)	(100.0%)	(1,711)	(100.0%)	(1,857)	(100.0%)
制定済		46	97.9%	15	83.3%	40	97.6%	37	90.2%	671	39.6%	809	43.9%
型	(45)	(95.7%)	(15)	(88.2%)	(37)	(94.9%)	(36)	(83.7%)	(604)	(35.3%)	(737)	(39.7%)
検討中		0	0.0%	2	11.1%	1	2.4%	2	4.9%	48	2.8%	53	2.9%
(制定予定時期決定)	(1)	(2.1%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(4)	(9.3%)	(76)	(4.4%)	(81)	(4.4%)
検討中		1	2.1%	1	5.6%	0	0.0%	2	4.9%	760	44.8%	764	41.5%
(制定予定時期未定)	(1)	(2.1%)	(2)	(11.8%)	(2)	(5.1%)	(3)	(7.0%)	(820)	(47.9%)	(828)	(44.6%)
予定なし		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	217	12.8%	217	11.8%
アルなし	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(211)	(12.3%)	(211)	(11.4%)

注1)括弧内は前年度調査(平成20年10月1日現在)

(2) 制定予定なしの理由(各団体主な理由一つ回答)

	都道 政令指 中村 特例	定都市 核市	その 市区		=	+
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見 公募を実施しているため	0	_	38	17.5%	38	17.5%
必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等に より意見聴取を実施しているため	0	-	44	20.3%	44	20.3%
既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報 広聴活動等)により意見聴取を実施しているため	0	-	59	27.2%	59	27.2%
制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	0	-	4	1.8%	4	1.8%
制度導入による効果が期待できないため	0	-	38	17.5%	38	17.5%
他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	0	_	21	9.7%	21	9.7%
市町村合併を予定しているため	0	_	11	5.1%	11	5.1%
必要性の検討を行っていないため	0	-	2	0.9%	2	0.9%
計	0		217	100.0%	217	100.0%

注1)構成比は、制定予定なしの団体に対する割合

注2)構成比は、全団体に対する割合

注3)本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

(3) 制定の形式

	都道	府県	政令指	定都市	中村	核市	特例	列市	その 市区			+
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例(※)	4	8.7%	7	46.7%	9	22.5%	15	40.5%	125	18.6%	160	19.8%
規則	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.3%	9	1.1%
その他(要綱、要領、指針等)	44	95.7%	8	53.3%	31	77.5%	22	59.5%	542	80.8%	647	80.0%

注1)構成比は、制定済団体に対する割合

注2)対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答(審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例)

(※) 条例の制定・規定の方法

	都道	府県	政令指	定都市	中村	亥市	特例	列市	その 市区		ļiū	+
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
意見公募手続条例	0	0.0%	3	42.9%	3	33.3%	6	40.0%	33	26.4%	55	34.4%
行政手続条例	3	75.0%	2	28.6%	1	11.1%	0	0.0%	16	12.8%	22	13.8%
その他の条例	1	25.0%	4	57.1%	6	66.7%	10	66.7%	80	64.0%	101	63.1%

注1)構成比は、条例制定団体に対する割合(複数回答あり)

(4) 意見公募手続の対象案件(各団体複数回答)

	都道	府県	政令指	定都市	中机	亥市	特例	列市	その 市区		=======================================	+
	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率
施策に関する方針、指針、計画等の決定又 は変更	44	95.7%	15	100.0%	39	97.5%	37	100.0%	652	97.2%	787	97.3%
住民の用に供される施設建設等に係る計画 等の策定又は変更	32	69.6%	8	53.3%	20	50.0%	15	40.5%	313	46.6%	388	48.0%
住民に義務を課し、又は権利を制限すること を内容とする条例の制定の基礎となる方針、 指針、計画等の策定もしくは改廃	21	45.7%	12	80.0%	21	52.5%	14	37.8%	289	43.1%	357	44.1%
前記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	12	26.1%	8	53.3%	12	30.0%	10	27.0%	205	30.6%	247	30.5%
住民に義務を課し、又は権利を制限すること を内容とする条例の制定もしくは改廃	34	73.9%	14	93.3%	34	85.0%	34	91.9%	548	81.7%	664	82.1%
前記以外の条例の制定もしくは改廃	16	34.8%	12	80.0%	18	45.0%	26	70.3%	323	48.1%	395	48.8%
住民に義務を課し、又は権利を制限すること を内容とする条例から委任をうけた規則の制 定もしくは改廃	22	47.8%	8	53.3%	15	37.5%	9	24.3%	95	14.2%	149	18.4%
前記以外の規則の制定もしくは改廃	11	23.9%	7	46.7%	8	20.0%	4	10.8%	81	12.1%	111	13.7%
審査基準(申請により求められた許認可等を するかどうかを判断するために必要とされる 基準)	16	34.8%	7	46.7%	6	15.0%	4	10.8%	30	4.5%	63	7.8%
処分基準(不利益処分をするかどうか又はど のような不利益処分とするか判断するために 必要とされる基準)	16	34.8%	7	46.7%	5	12.5%	3	8.1%	30	4.5%	61	7.5%
行政指導指針(同一の行政目的を実現する ため一定の条件に該当する複数の者に対し 行政指導をしようとするときにこれらの行政指 導に共通してその内容となるべき事項)	16	34.8%	8	53.3%	8	20.0%	9	24.3%	50	7.5%	91	11.2%

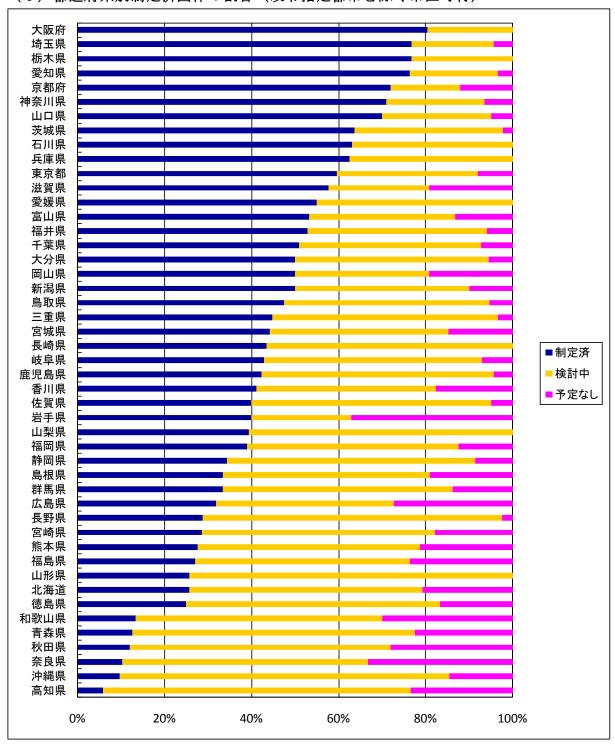
注1)対象率は、制定済団体に対する当該案件を意見公募の対象としている団体の割合

(5) 意見公募手続の実施状況 (平成 20 年度)

	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の 市区町村	計
実施案件数	954	391	410	270	2,646	4,671
提出意見数	63,073	52,912	17,216	7,057	33,671	173,929

注1)実施案件数は、制定済団体において平成20年度に意見公募手続が実施された案件数の合計 注2)提出意見数は、制定済団体において平成20年度に意見公募手続に対して提出された意見数の合計

(6) 都道府県別制定済団体の割合(政令指定都市を除く市区町村)



行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(都道府県)

	行	政手続多	条例等の	の制定物	犬況															意見公	募手続	制度の	制定状法	況												
	制定	状況	ą	制定形式	t						制定状	況 ※1								制定形	式 ※2								対象3	案件					実施件数	改等 ※3
	制定	未制。	条 例	規則	そのい	制定済	検討中	検討中	制定予			制	定予定	なしの理	曲			条 例	制定	·規定 <i>0</i>	方法	規則	そ の 他	施策に	住民の	基住民	左記以	しくは	左記	を住	左記	め審し	か処判分	て数行その政	平成	平成。
団体名	済	定			他(要綱、要領、指針等)	済	中(制定予定時期決定)	中(制定予定時期未定)	予定なし	度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施し	を実施しているため 必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取	により意見聴取を実施しているため、既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例(自治基本条例、市民参加条例等)に規定してい		他(要網、要領、指針等)	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	妮となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定	外の方針、	は改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	.けた規則の制定もしくは改廃.に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委	左記以外の規則の制定もしくは改廃	に必要とされる基準) 企基準(申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するた	:断するために必要とされる基準) 基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とす	の内容となるべき事項) 者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する	20年度 意見公募手続 実施件数	20年度 意見公募手続 提出意見数
北海道	0		0			0				τ	収)									る		0	0	0	ο Ο	0	0	0	Œ O	0	た	8	し複	32	1,535
青森県	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	359
岩手県	0		0			0																	0	0	0			0							28	8,813
宮城県	0		0			0										Z,							0	0		0		0							20	128
秋田県	0		0			0										/							0	0	0	0		0							12	166
山形県 福島県	0		0			0 0										/							0 0	0 0	0	0		0							25 16	296 391
茨城県	0		0			0																	0	0	0			U		0					7	59
栃木県	0		0			0																	0	0	0	0	0			_					11	189
群馬県	0		0			0												0			0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	355
埼玉県	0		0			0										\angle							0	0	0	0		0							17	965
千葉県	0		0			0										/		0		0			0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	56	590
東京都	0		0			_		0								/							_	_			_			_	_	_	_	-	-	-
神奈川県 新潟県	0		0			0 0																	0	0 0	0	0	0			0	0	0 0	0	0	61 19	11,710
富山県	0		0			0																	0	0	0	0		0						0	12	509
石川県	0		0			0																	0	0		0		0							11	415
福井県	0		0			0																	0	0	0	0		0		0		0	0	0	17	571
山梨県	0		0			0										\angle							0	0	0				0						14	508
長野県	0		0			0										/							0	0	0			0							24	773
岐阜県	0		0			0										/							0	0		_		0	0						18	
静岡県 愛知県	0		0			0																	0 0	0	0	0	0	0	0						31 12	294 96
三重県	0		0			0																	0	0	0	0		0		0		0	0	0	26	
滋賀県	0		0			0																	0	0		_		0	0	_					16	
京都府	0		0			0																	0	0	0			0	0						26	638
大阪府	0		0			0										\angle							0	0				0	0	0		0	0	0	34	7,752
兵庫県	0		0			0										/							0	0	0	0	0	0	0	0					32	2,416
奈良県 和歌山県	0		0			0																	0 0	0 0	0			0	0	0		0	0	0	16 26	208
鳥取県	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
島根県	0		0			0										/							0	0	Ť		Ť	0	Ť		Ť				20	337
岡山県	0		0			0										\mathbb{Z}							0	0	0			0	0	0					18	4,610
広島県	0		0			0										Z							0	0		0	0								7	388
山口県	0		0			0										K	_						0	0	0			0							18	491
徳島県	0		0			0										Κ,							0	0	^			^	^	0	0	0	0	0	28	806
香川県 愛媛県	0		0			0										/							0 0	0	0			0	0						11	53 4
高知県	0		0			0										/		0		0			J							0	0	0	0	0	-	-
福岡県	0		0			0												0		0			0							0	0	0	0	0	27	16
佐賀県	0		0			0																	0	0	0			0							13	82
長崎県	0		0			0										\angle							0	0	0		0								16	773
熊本県	0		0			0										Z							0	0	0			0		0		0	0	0	21	847
大分県	0		0			0										K							0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	33	451
宮崎県	0		0			0										K							0	0	0	0		0	_	0	_	_		^	9	259
鹿児島県 沖縄県	0		0			0		_	-	-						/		_	_				0 0	0 0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	9	97 3 556
沖縄県 合計	47	0	_	0	0	46	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	0	44	44	32	21	12		16	<u> </u>	11	16	16	16		3,556 63,073
※1 本調査																																				

^{※3} 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「-」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(政令指定都市)

	行副	女手続约	₹例等 <i>0</i>	の制定も	犬況															意見公	募手続	制度の	制定状	況												
	制定	状況	ę	制定形式	ŧ						制定状	況 ※1								制定形	式 ※2								対象器	€件					実施件数	效等 ※3
	制定済	未制定	条 例	規則	その他	制定済	検討中	検討中	制定予					なしの耳				条例		·規定 <i>0</i>		規則	その他	施策に	住民の	基礎となるは住民に義務は	左記以	しくはに	左記以	を住	左記以	めに必要 審査基準	か判断す	て数行 その政 の者指	平 成 2	平 成 2
団体名					(要綱、要領、指針等)		(制定予定時期決定)	(制定予定時期未定)	定なし	いるため、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施して必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施して	を実施しているため必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取	により意見聴取を実施しているため 既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等)	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例(自治基本条例、市民参加条例等)に規定している		(要網、要領、指針等)	関する方針、指針、計画等の決定又は変更	用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	なる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃裁務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の	外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	:改廃 議務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定も	外の条例の制定もしくは改廃	: た規則の制定もしくは改廃 と義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任	左記以外の規則の制定もしくは改廃	要とされる基準)	するために必要とされる基準)(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とする	内容となるべき事項)に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通しに対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通しに対している代表に対している。	〇年度 意見公募手続 実施件数	0年度 意見公募手続 提出意見数
札幌市	0		0			0												0			0			0	0			0	0	0					21	1,402
仙台市	0		0					0																											-	-
さいたま市	0		0			0																	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1,047
千葉市	0		0			0												0			0			0		0		0	0					0	10	172
横浜市	0		0			0																	0	0		0		0		0	0	0	0	0	3	1,275
川崎市	0		0			0												0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	3,239
新潟市	0		0			0												0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	400
静岡市	0		0			0												0		0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	550
浜松市	0		0			0																	0	0		0	0	0	0						20	539
名古屋市	0		0			0																	0	0		0									7	26,751
京都市	0		0			0												0			0			0	0	0	0	0	0						31	7,280
大阪市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	6,966
堺市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0						13	242
神戸市	0		0			0												0	0	0				0	0			0	0	0	0	0	0	0	38	304
岡山市	0		0				0																												_	_
広島市	0		0				0																												_	-
北九州市	0		0			0																	0	0				0							17	753
福岡市	0		0			0																	0	0		0		0	0						16	1,992
合計	18	0	18	0	0	15	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	2	4	0	8	15	8	12	8	14	12	8	7	7	7	8	391	52,912

^{※2} 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答「審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例) ※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「-」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(中核市)

	行i	攺手続 组	条例等(の制定も	犬況															意見公	募手続行	制度の	制定状	況												
	制定	状況	f	制定形式	ŧ						制定状	況 ※1								制定形	式 ※2								対象類	€件					実施件数	女等 ※3
	制定済	未制	条例	規則	その	制定済	検討中	検討中	制定予			制	定予定7	なしの耳	里由			条 例	制定	·規定 <i>0</i>	方法	規則	そ の 他	施策に	住民の	基住 礎民	左記以	しく民はに	左記以	を住った	左記	め審 に基	判分	て数行 その政	平成	平成
団体名	济	都役			の他(要綱、要領、指針等)	済	:中(制定予定時期決定)	中(制定予定時期未定)	予定なし	いるため	を実施しているため必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取		制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例(自治基本条例、市民参加条例等)に規定している		他 (要網、要領、指針等)	:に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の	以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もは改廃	:以外の条例の制定もしくは改廃	けた規則の制定もしくは改廃に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任	左記以外の規則の制定もしくは改廃	必要とされる基準)	断するために必要とされる基準	の内容となるべき事項)者に対し行政指導をしようとす指導指針(同一の行政目的を実	2.0年度 意見公募手続 実施件数	(20年度 意見公募手続 提出意見数
函館市	0		0			0																	0	0	0			0	0	0		0	0	0	10	65
旭川市	0		0			0												0			0		_	0	0	0		0 0	0	0					14	620
青森市 盛岡市	0		0			0																	0	0	0	0		0		0					10	129
秋田市	0		0			0												0	0					0	0	0	0	0	0	0	0				6	130
郡山市	0		0			0																	0				0								11	21
いわき市	0		0			0																	0	0		0				0		0	0	0	8	417
宇都宮市	0		0			0																	0	0	0	0	0								11	316
前橋市	0		0			0			<u> </u>														0	0			0	0	0						17	265
川越市	0		0			0												0	0					0				0	0	0	0	0	0	0	41	145
船橋市	0		0			0																	0	0	_	0	_	0	_						10	90
横須賀市	0		0 0			0												0	0				0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	12 14	247 453
相模原市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0		0					8	3,779
富山市	0		0			0																	0	0		0	0	0	0	0	0			0	8	86
金沢市	0		0			0												0		0	0			0		0		0	0	0	0	0	0	0	2	5
長野市	0		0			0																	0	0		0									5	150
岐阜市	0		0			0												0			0			0				0							8	93
豊橋市	0		0			0																	0	0		0		0		0					10	203
岡崎市	0		0			0																	0	0	0			0	0						9	180
豊田市	0		0			0																	0	0	0			0	0						7	2,327
大津市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	_						18	
東大阪市	0		0 0			0																	0	0 0				0 0	0	0	0				10 7	158 30
東 入 阪 市 姫 路 市	0		0			0																	0	0	0	0		0	0	U	0				11	633
尼崎市	0		0			0		H															0	0	0	0		0		0		0			10	217
西宮市	0		0			0												0			0			0	0			0	0						8	458
奈良市	0		0			0																	0	0	0			0							10	254
和歌山市	0		0			0		L															0	0				0							5	6
倉敷市	0		0				0																												_	
福山市	0		0			0			<u> </u>														0	0		0									8	238
下関市	0		0	ļ		0			ļ									0			0			0	0										7	28
高松市	0		0			0		-	<u> </u>														0	0	0		0	0	0						18	771
松山市	0		0	-		0		-	-						-								0	0 0		\vdash		0	0	0					3	86
高知市 久留米市	0		0			0			 														0	0		0		0 0		J					6 5	98 213
長崎市	0		0			0																	0	0	0)	0	0							12	133
熊本市	0		0			0		-															0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	15	
大分市	0		0			0																	0	0	Ė	0		0							14	267
宮崎市	0		0			0																	0	0		0		0						0	8	27
鹿児島市	0		0			0												0			0			0	0	0	0	0	0	0	0				10	2,102
合計	41	0			0			0						0				9		1	6	0		39	20		12	34 項の ⁴			8			8		17,216

^{※1} 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から 提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。 ※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答(審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例) ※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(特例市)

	行副	收手続角	€例等 <i>0</i>)制定制	犬況															意見公	募手続	制度の	制定状	況												
	制定	状況	9	削定形式	đ						制定状	況 ※1								制定形	式 ※2	!							対象	案件					実施件数	枚等 ※3
		未	条 例	規則	そ	制	検討	検討	制中					なしの理	₽ cb			条例	1	·規定 <i>0</i>		規則	その	施	住民	礎住	左	く住		う住け民	左	に審	判処	のの行	平成	平成
団体名	制定济	制定		則	の他(要綱、要領、指針等)	制定済	中(制定予定時期決定)	討中(制定予定時期未定)	制定予定なし	必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施してい	実施しているため、必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を	よ既 り意の	天 制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	は 制度導入による効果が期待できないため	出 他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため	191	意見公募手続について定めた条例を制定している	規一行政手続条例に規定している	万 その他の条例(自治基本条例、市民参加条例等)に規定している	則	その他(要綱、要領、指針等)	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	氏の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	は改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	けた規則の制定もしくは改廃民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任を	左記以外の規則の制定もしくは改廃	2必要とされる基準)	断するために必要とされる基準 分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか	内容となるべき事項) おいけ政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してそ政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数	成20年度 意見公募手続 実施件数	成20年度 意見公募手続 提出意見数
八戸市 山形市	0 0		0			0	0																0	0		0		0	0						- 0	0
水戸市	0		0			0																	0	0				0	0						12	
つくば市	0		0			0																	0	0				0	0						5	244
高崎市	0		0			0																	0	0	0			0	0						9	162
伊勢崎市	0		0			0												0			0			0	0	0	0	0							4	3
太田市	0		0			0												0			0			0		0		0							4	45
熊谷市	0		0			0												0			0		_	0				0	0						10	69
川口市	0		0 0			0																	0	0				0	0						8	251 240
所沢市 春日部市	0 0		0			0												0			0		0	0	0			0	0			0	0	0	11	54
草加市	0		0			0												0			0			0				0	0						7	186
越谷市	0		0			0												0			0			0				0	0	0					_	-
平塚市	0		0			0												0			0			0	0	0		0	0	0	0				14	646
小田原市	0		0					0																											-	-
茅ヶ崎市	0		0			0																	0	0				0	0	0					10	774
厚木市	0		0			0																	0	0				0	0						13	213
大和市	0		0			0												0			0		_	0	0	0	_	0	0	0		0	0	0	12	33
長岡市	0		0			0													_		_		0	0			0	0							5	51
上越市 福井市	0 0		0			0												0	0		0		0	0	0	0	0 0	0	0	0				0	11 5	303 217
甲府市	0		0			0																	0	0			0	0	0	0				0	6	560
松本市	0		0			0																	0	0	0			0	0						8	129
沼津市	0		0			Ť	0																_	_	Ť			_	_						_	
富士市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0		0			0	9	351
一宮市	0		0			0																	0	0	0			0	0						15	410
春日井市	0		0			0																	0	0				0							7	79
四日市市	0		0			0												0	0					0	0	0	0	0	0					0	4	417
岸和田市	0		0			0												0	0					0		0	0	0	0	_				_	3	9
豊中市	0		0			0												0	0					0		1		0	0	0	_	_	_	0	13	449
吹田市	0		0			0												0	0				_	0	^	_		0	0	0	0	0	0	0	-	_
枚方市 茨木市	0		0			0																	0	0	0	0		0	0		0				- 5	210
八尾市	0		0			0												0			0			0		0		0							11	208
寝屋川市	0		0			0																	0	0		0		0	0						5	63
明石市	0		0					0																											-	-
加古川市	0		0			0																	0	0	0	0	0	0	0	0				0	8	195
宝塚市	0		0			0												0	0					0								0		0	5	107
鳥取市	0		0			0																	0	0	0		0		0						12	88
呉市	0		0			0																	0	0		<u> </u>		0	0						2	29
佐世保市	0		0			0																	0	0		<u> </u>	0								10	75
合計	41	0	41	0		37、施第	2	2	0								_				10			37	<u> </u>		10		26	9		4	3	9	270	7,057

^{※1} 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から 提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。 ※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答、審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例) ※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「-」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(その他の市区町村)

	行政	女手続条	例等の	制定状法	況															意見公	募手続行	制度の	制定状	況											
	制定物	犬況	制	定形式	t						制定状法	況 ※1								制定形	式 ※2								対象案					実施件	改等 ※3
	制定	未制定	条 例	規 則	その他	制定	検討中	検討由	制定系			制定	ミ予定な	なしの理	曲			条 例	制定	·規定 <i>0</i>	方法	規則	その他	施策に	住民の	基住	左記	し住くけ	左記	を住う民	左記以外	め審 か処に査 判分	その政	平 成 2	平成。
都道府県名 (団体数)	済	定			包(麥顆、麥領、指針等)	済	中(制定予定時期決定)	中(制定予定時期未定)	予定なし	いるため、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施して必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施して	ているため度、説明会の開催、アン	により意見聴取を実施しているため既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等)	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例(自治基本条例、市民参加条例等)に規定している		他(要綱、要領、指針等)	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	は改廃	の条例の制	けた規則の制定もしくは改廃に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任	以外の規則の制定もしくは改廃	を関すっています。 本学(不和益処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準) が要とされる基準)	容となるべき事項)対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当す	続実施件数	20年度 意見公募手続 提出意見数
北海道(177)	177	0	171	4	2	44	5	91	37	4	11	13	0	7		0	0	24	6	2		2		42	25	25	15	36	20	11	9		+	157	518
青森県(38)	38	0	38	0	0		1	24	9	1	1	3	0	2		0	0	1	0	0		0		4	0		0	2	1	0	0	-	1	1 '	11
岩手県(34) 宮城県(34)	34 34	0	34	0	0		1	13	13	0	0	4 5	0	0	0	0	0	5 0	0	0	0	0		13 15	11		6	13	8	3	2	0 (-	25	
N田県(24)	24	0	24	0	0		1	14	7	0	4	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0		2	1	0	0	2	2	0	0	0 (1		12
山形県(34)	34	0	34	0	0		0	26	0		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	-	8	5		1	6	1	1	0	0 (+	+	
福島県(57)	57	0	56	1	0		1	28	14	0	1	3	1	9	0	0	0	2	0	2	0	0	12	12	4		3	8	7	3	1	1		42	
茨城県(42)	42	0	42	0	0	26	2	13	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	23	26	9	8	6	24	17	7	7	0 () :	87	715
栃木県(29)	29	0	29	0	0	22	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	19	22	16	15	6	19	9	1	1	1 '		77	165
群馬県(32)	32	0	32	0	0	8	2	17	5	0	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	7	7	1	1	1	5	3	1	0	0 () (11	23
埼玉県(62)	62	0	62	0	0	46	0	13	3		0	0	0	0		2	0	16	6	2	8	0	-	44	23			35	21	7	7	2 3		183	
千葉県(53)	53	0	53	0	0	26	2	21	4	3	0	0	0	0		0	0	7	1	2	10	0	-	26	15		8	23	17	3	4	3 3	3	168	_
東京都(62) 神奈川県(24)	62 24	0	62 24	0	0		0	16 6	5 2	0	1	0	0	0		0	0	11	2	0	10 7	0	26 7	35 16	17	22 8	20 7	29 15	23	3	4	1 .	- 4	2 63	11,024
新潟県(28)	27	1	27	0	0		1	11	3		1	2	0	0			0	1	1	0		0		13	7		6	11	3	2	1	1 .	<u> </u>	1 64	-
富山県(14)	14	0	14	0	0		0	5	2		1	0	0	0		0	0	0	0	0		0	-	6	3			7	4	2	3		2	2 22	
石川県(18)	18	0	17	0	1	11	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	9	11	3	8	4	9	2	3	2	0 () 1	24	176
福井県(16)	16	0	16	0	0	8	1	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	5	4	3	7	5	1	1	0 () (29	118
山梨県(27)	27	0	27	0	0	10	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	5	4	1	7	6	0	0	0 () (30	90
長野県(78)	78	0	78	0	0		1	54	2	0	0	2	0	0		0	0	4	1	0	3	0		20	9	+	7	16	9	1	2		1	63	195
岐阜県(41)	41	0	39	0	2		2	19			1	0	0	0			0		1	0	_	1	15		8			14			3		1	144	
静岡県(33) 愛知県(54)	33 54	0	33 54	0			2	15 10	2		0	0	0	0			0	3	1	0	2	0		11	24		13	6 34		0	0	0 (1		
変知県(54) 三重県(28)	28	0	28	0	0		1	10	1	1	0	0	0	0			0	1	0	0		0	-	39 11	24			10		0	0		1	182	
一里示(26) 滋賀県(25)	25	0	25	0	0		0	6	5	2	1	1	0	0			0	0	-	0		0			8		5	13	_	0	2		2	2 75	
京都府(25)	25	0	25	0	0		1	3	3		0	1	0	0					1	1	0	0			13					1	1	0 ()	65	
大阪府(32)	32	0	32	0	0	24	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	22	24	4	13	7	19	10	4	5	1		108	2,296
兵庫県(34)	34	0	34	0	0	20	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	3	0	15	20	11	6	5	19	12	5	2	0 () (76	424
奈良県(38)	38	0	38	0	0	3	0	22	13	0	3	7	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	-	3	1	1	1	3	2	1	1	0 (1	7	187
和歌山県(29)	29	0	29	0	0		1	16	9	2	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	2		0	3	0	0	0		+	12	
鳥取県(18)	18	0	17	1	0		0	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	2	0	-	8	6	5	2	4	4	0	0	0 (+	16	
島根県(21) 岡山県(25)	21 25	0	21	0	2	7 13	0	10 7	4 5		0	0	0	0			0		0	0		1	12		5	3 5		11	6	3	1	0 (1	1 15	
両山県(25) 広島県(20)	20	0	20	0			0	9	6		1	0	1	4	0		0	1	1	1	0	0	-	5	1	1	2	1 I	3	0	1	1 .	, (1 16	
山口県(19)	19	0	16	3			1	4	1	0	0	0	0	0			0	3		1	2	0	-		7	4	4	8	5		4	1 .		1 61	666
徳島県(24)	24	0	24	0	0		0	14	4	0	1	0	0	2		0	0	2	1	0		0		6	2		4	6	5	1	0	0 () (20	
香川県(16)	16	0	16	0	0	6	0	7	3	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4	5	1	1	1	5	3	1	1	0 () (23	172
愛媛県(19)	19	0	19	0	0	10	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	8	10	4	5	3	8	3	1	2	1	1	39	25
高知県(33)	33	0	29	4	0	1	1	23	8	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0		 	0	(
福岡県(63)	63	0	63	0			2	29	8		2	1	0	1	1	1	0		0	1	3	0		24	11		3		9		1	0 (+	58	
佐賀県(20)	20	0	20	0			1	10	1	0	1	0	0	0						1	1	0			6		1	7			0		1	1	
長崎県(21)	21	0	21	0	0	\vdash	0	13	10		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		11	3		1	11	3	0	0		+	18	
熊本県(46) 士公県(17)	46	0	46	0 4	0	\vdash	2	21	10	2	0	0	0	0		0	0	1	0	1	0	0	11	11	1	3	2	11 7	2	3	0		1		
大分県(17) 宮崎県(27)	17 27	0	13 27	0	0		0	15	5	3	0	0	0	0		2	0	0	_	0		0	7	7	2		1	7	2	0	1	0 (
西崎県(27) 鹿児島県(44)	44	0	44	0	0		2	22	2		1	0	0	0			0		1	0		0			7		3	11	8	4	2		1	2 42	
沖縄県(41)	41	0	36	4	1	4	0	31	6		1	0	1	3		0	0			0		0	-	4	2		1	3	1	1	1	0 (1	10	
合計	1,695	1	1,666	21	8	671	48	760			44	59	4	38		11	2	125		16		9		652			205		323	95	81	30 30	1		33,67
※1 本調査に		辛日な											過程)で:																		

^{※1} 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出 された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。 ※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答(審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例)

^{※3} 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「-」を記載